

# 新潟県女性略取・監禁事件と刑事法上の論点

平澤 修

- 一 はじめに
- 二 事件の経過
- 三 未成年者略取罪と公訴時効
- 四 監禁罪の成否
- 五 監禁致傷罪の成否
- 六 実名・プライバシー報道の是非
- 七 結語

## 一 はじめに

本年（平成二二年）一月二八日に、九年前に新潟県三条市で行方不明となっていた女性（当時九歳）が同県柏崎市で発見されたことが報じられた。精神錯乱状態を示した加害者と目される男を病院へ収容する際に、保健所職員が加害者宅にいた女性（現在一九歳）に、その異常な状況から質問してみたところ、行方不明となっていた女性であることが判明したとのことである。住宅密集地にある加害者宅の二階の板の間（広さ約八畳）に九年二ヶ月にもわ

たつて閉じこめられていた異常さなどから、マスコミ報道は過熱するばかりである。

ところで、筆者の本件に対する関心は、マスコミによって曝し出される関係者のプライバシーではなく、本事件が経過するにつれて明らかになりつつある刑事法上の問題点にある。すなわち、まず第一に、本件発覚当初、各テレビ局の幾人かのコメンテーターが、おそらく専門家のアドバイスを得たうえでのことであろうが、異口同音に、本件加害者の拉致行為は未成年者誘拐にあたるが、その公訴時効はすでに成立しており加害者を罪に問えないと述べていた点である。本件拉致行為が「略取」であつて「誘拐」でないことは明らかであるが、刑法二二四条の罪が成立することに変わりはなく、一般的な説明として目くじらを立てるほどのことでもない。しかし、この「略取」行為がすでに時効にかかつており罪に問えないとしての説明には、明らかに疑義を呈さざるをえない。また第二に、略取後自宅二階間に閉じこめていたことも必ずしも「監禁」とは言えず、これも罪に問えないと報じられたが、この点も疑問とせざるをえない。その後、これらの説明は陰を潜めたが、念のため学説・判例を概観し、両罪の成立を確認しておこう。

第三点は、「傷害」の成否についてである。二月一日に至つて、捜査当局は被疑者に責任能力ありと判断して逮捕に踏み切つた。その際の、被疑事実が未成年者略取（刑法二二四条、以下、「刑法」を略す）および逮捕監禁致傷（二二一条）であるとしている。とくに、いわゆるPTSD (post traumatic stress disorder 心的外傷後ストレス障害) が傷害にあたるとした点がこれまでにない点であり、注目すべきところである。ところが、理由は明らかとはされぬまま、三月三日の起訴の段階に至つて、起訴事実からPTSDがはずされることとなつた。この点をいかに解するべきかが本事件の中心論点であると言えよう。

い。なお、最後に本件に関する加害者、被害者双方の実名・プライバシー報道の是非についても私見を述べておきたい。

## 二 事件の経過

本件事案がいかなる犯罪構成要件に該当するかを論ずる前提として、まず新聞報道等に基づき事実関係を見ておこう。

平成二年一月一三日午後五時頃、加害者は、被害者たる当時九歳の女性が通学していた新潟県三条市内の小学校から下校途中のところを偶々見かけ、そのあまりの可愛さから一緒にいたいという思いを抑えきれず、同女をナイフで脅しガムテープで目隠しをするなどしたうえで無理矢理自分の車のトランクに押し込み、同県柏崎市にある加害者宅まで連れ帰り、二階の部屋に監禁した。

女性は、当初、逃げようとして加害者に抵抗したが、その都度加害者から「おれの言うことを絶対を守れ」「守らなかつたらお前なんかいらなくなる。山に埋めてやる。海に浮かべてやる」などと脅迫され、かつナイフを突きつけられたり、スタンガンを押し当てて放電され、顔を殴るなどの暴行も受けた。この結果、女性は、恐怖のあまり抵抗しても仕方がないと現状を肯定するようになった。部屋には鍵はなかったが、女性は長時間一人にされても逃げようとはせず、おとなしく言うことを聞くようになり、加害者の暴行は収まった。しかし、加害者は、その後においても、部屋の板の間に粘着テープを貼って女性の行動範囲を厳しく限定し、座っているか寝ているかしか出来ない環境の中で女性を拘束し続けた。かくて、平成二年一月から平成二二年一月までの九年二ヶ月にわたって

被害者である女性を自宅二階の部屋に閉じこめ続け、その間一歩たりとも外出させなかった。<sup>(1)</sup>この間、一階の部屋に住む母親は、息子である加害者に命じられるままに食事を二人分作ったりしていたようであるが、二階に女性が閉じこめられていることには全く気づかなかつたとされる。<sup>(2)</sup>

平成一二年一月二八日、加害者が精神錯乱状態を呈し、母親からの連絡で駆けつけた保健所職員と一緒に居た被害者を発見し救出した。発見されたとき、女性は二つ折りにして寝袋状にされた毛布の中にくるまり横たわっており、はさみで毛布を切り裂き女性を救出した保健所職員はそのあまりの異常さに驚きを禁じえなかつたとのことである。また、同職員が病院に連れて行く際、独力では歩行困難な女性に肩を貸さねばならないほど同女の足腰は弱っていた。病院に収容されてからも、女性は、加害者が追いかけてくるのではないかといった不安を訴え、感情の起伏もみられる。<sup>(3)</sup>

二月一日、新潟県警三条署は、被疑者の精神状態が薬物投与によって安定し、十分責任を問えると判断し、未成年者略取および逮捕監禁致傷の容疑で現在三七歳の男を逮捕した。<sup>(4)</sup>

以上が、現段階で新聞報道によって知り得た事実である。これらの事実は、法廷の場で証拠にもとづき認定されたわけではないことから、厳密には確定的なものではないが、おそらく将来大きく食い違ふことにはならないと思われる。以下、これらの事実をもとに検討を行うこととしたい。

(1) これらの事実関係は、読売新聞、新潟日報および地元の新潟三條新聞における本年一月二九日から二月一二日までに掲載された記事に基づき筆者が要約した。

(2) 母親の共犯(幫助犯)の可能性が初めは疑われたが、事情聴取の結果、監禁の事実を知っていたとは認められないとして処分保留とされた。同女の年齢(七三歳)も考慮した判断のようでもある。新潟日報二月一六日付記事参照。

(3) 被害者発見の事実が当初警察によって歪曲されていたことは各種の報道により明らかであり、警察もこれを認めているところである。

(4) この後、同月一三日に検察庁に送致され、三月三日に起訴されることとなった。

### 三 未成年者略取罪と公訴時効

加害者が、三条市の小学校から下校途中の少女をナイフで脅し、車のトランクに押し込めて連れ帰ったことは、刑法二二四条の未成年者略取罪に該当する(暴行・脅迫を用いていることから、欺罔・誘惑を手段とする「誘拐」と区別されることはない)。すなわち、加害者は、実力を用いて被害者である少女をそれまでの保護されていた生活環境から離脱させ、自己の支配内においたのである。<sup>(1)</sup>

それでは本罪の保護法益はいかに解されるべきであろうか。なぜここで法益を問題にするのかというと、法益により犯罪の終了時期が異なり、そのことが後に述べる公訴時効の成立に影響を及ぼすからである。

本罪(本件で問題となっている未成年者略取罪は未成年者誘拐罪とともに二二四条の罪として規定されており、行為態様に違いがあるのみで保護法益に変わりはないとされている。そこで便宜上、両罪をまとめて未成年者拐取罪とし論ずるのが習わしとなっており、本稿もそれに従うこととする)の保護法益に関しては、以下のような学説の展開がみられる。

第一説は、被拐取者自身の行動の自由(以下、自由と略す)が保護法益であるとする立場である。<sup>(2)</sup>しかし、自由

という個人法益であるかぎり承諾による放棄が可能なはずであり、そのためには被拐取者自身が自由のなんたるかを理解できることが前提とならねばならない。すなわち、成年者の単純拐取が基本のはずである。だが、現行法上、成年者に対する単純拐取は不処罰とされ、未成年者のみがその対象とされている。

そこで、自由概念を理解しえない者の拐取を統一的に把握するための工夫がなされる。<sup>(3)</sup> すなわち、第二説は、本罪をして、被拐取者の自由の侵害を伴うが、より基本的には人的保護関係を侵害する罪であるとする。<sup>(4)</sup> 子供をその親の保護から離脱させることに本罪の本質をみようとする立場であり、比較法的配慮に基づくものではあるが、わが国の規定には人的保護関係は明記されておらず、また、人的保護関係が法益であるという歴史的根拠も見出しえない。さらには、この説によれば、保護された生活環境からの離脱が本罪成立のためには不可欠となるが、すでに拐取されている者をさらに拐取する場合には、保護された生活環境の存在を予想しえないため、不合理と言わざるをえないともされる。<sup>(5)</sup> 但し、人的保護関係の内容を「現在の生活環境」という意味で捉えるならば、このような主張も可能であろうが、それではこの説の本来の主張からあまりに乖離したものとなってしまい、その存立の根拠を見失ったものとされることになろう。

これに対し、第三説は、被拐取者の自由が本罪の保護法益であるが、それが未成年者や精神病患者であるときには、親権者などの保護監督権（監護権）もまた法益に含まれるとする。<sup>(6)</sup> これが通説と目され、判例も「未成年者ノ略取罪ハ……一方ニ於テ監督者（若シ監督者アル場合ニ於テハ）ノ監督権ヲ侵害スルト同時ニ他ノ一方ニ於テ幼者ノ自由ヲ拘束スルノ行為ヲ云フ」と述べ、通説に同調している。<sup>(7)</sup> 通説は、第二説が人的保護関係を重要視するのに対し、それを限定的に捉えることにより調和を図ろうとするものと言えよう。通説の言う保護監督権とは人的保護関

係を意味するからである。

だが、これに対し、さらに第四説が主張される。「保護者の監督権、人的保護関係といつても、これはあくまでも被保護者の利益擁護のための権利であつて、むしろ義務性をその内容とするから、これを被拐取者の自由から独立した法益として常に並列的に捉える必要はない。……拐取罪の本質は、被拐取者の自由および保護状態を侵害する罪と解せられる」とするのがそれである。<sup>(8)</sup> たしかに、未成年者拐取罪につき、たとえば一八歳の少年を考慮するとき、被拐取者たる少年が真意に基づく承諾をなすことにより、その自由が侵害されていないとされるならば、保護監督権侵害は、あるとしても可罰的違法の程度に達していないと考えるのが相当と思われる。つまり、未成年者の意思決定能力が高ければ高いほど、人的保護関係は希薄化すると言えよう。未成年者が被拐取者たる場合は常に可罰的に違法な保護監督権侵害があるという画一的判断は妥当なものとは思われない。ちなみに、「基本的には、被拐取者の意思に反して行動の自由が侵害される限りで、本人の自由を侵害する罪といえる。被拐取者に意思能力がなく自由の侵害ではおおいえない場合、補充的に監督権侵害が考慮されるべきである」と説かれるのも同趣旨に解されるものである。<sup>(9)</sup> 結局のところ、拐取罪の保護法益は、被拐取者が十分な意思能力を有するかぎり被拐取者の自由であり、被拐取者の意思能力の低下に応じて人的保護関係すなわち保護監督権が補充的法益として機能するものと言えよう。そして、被拐取者が意思能力をまったく欠くときには、自由のなんたるかを理解しえない被拐取者に代わつてその客観的に保護されるべき自由状態を維持するための保護監督権が主に保護されることになるのであるべきであろう。とはいへ、被拐取者が自由のなんたるかを理解しなくても自由は実質的に保護されるのであり、その意味からすると、拐取罪における自由は逮捕・監禁罪におけるそれよりもさらに抽象化されたものと言う

こともできよう。とすると、「人の本来的な生活場所における身体の自由」と言ってもよいこととなる<sup>(10)</sup>か。

未成年者拐取罪の法益を以上のように解するとき、本件は、親権者の保護監督権と被害者の自由の両方を侵害している場合と言えよう。したがって、加害者が少女を脅し自車に押し込んだときから九年二ヶ月の歳月を経て発見・保護されるまで、女性の自由は侵害され続けていたということになる。<sup>(11)</sup>つまり、略取行為はそのときまで終了していなかったのである。しからは、公訴時効の起算点は自由侵害が終了した時点である一月二八日であり、当然、加害者が略取罪につき時効を援用することは認められない。<sup>(12)</sup>

- (1) 略取に関するもつとも一般的な定義による表現である。大塚仁・刑法概説(各論)(第三版) 八三頁等参照。
- (2) 香川達夫・刑法講義各論(第二版) 三五二頁等。
- (3) 香川達夫・注釈刑法(5)二六九頁。
- (4) 井上正治Ⅱ江藤孝・全訂刑法学(各則) 五五頁等。
- (5) 香川・前掲書二六〇頁以下。
- (6) 大塚・前掲書八二頁等。
- (7) 大判明四三・九・三〇刑録一六輯一五六九頁。
- (8) 曾根威彦・刑法各論(新版) 五六頁等。
- (9) 中山研一・刑法各論一一三頁。
- (10) 香川・前掲書二六五頁。以上、拐取罪の保護法益に関する諸説につき、拙稿(阿部純二・川端博編基本問題セミナー刑法2各論「5略取・誘拐罪」参照)。
- (11) ただし、女性の加齢とともにその自由の侵害度が高まり保護監督権侵害の程度が低まったとは必ずしも言えないの



ではないかと思われる。

(12) 刑事訴訟法二五〇条四号によれば、未成年者略取罪の公訴時効は、五年である。犯罪の終了が本年一月二八日である以上、本件においてたとえこの罪しか成立しえないとしても時効の成立するのは平成一七年一月二七日二四時である。このときまでに起訴すれば足りることとなる。

#### 四 監禁罪の成否

前述したところから、結論を先に述べるならば、自由の侵害という点で未成年者略取罪と逮捕・監禁罪とは観念的競合となるものと言えよう。すなわち、本件では、自由の何たるかを十分理解できる九歳の少女を略取していることから、その法益は監護権のみと捉えるべきではない。事実、保護された直後に、女性は「広いところへ行きたい。自由に歩きたい」と述べた<sup>(1)</sup>。したがって、加害者が略取後に女性を自宅の部屋に閉じこめていた行為が監禁とされるならば、監禁罪との罪数関係は、牽連犯や併合罪ではなく観念的競合とされるべきである。<sup>(2)</sup>

そこで、本件における略取後の態様が問題となる。すなわち、断続的に暴行・脅迫が繰り返されていたとはいえ、ときに加害者は女性を閉じこめている部屋に鍵も掛けることなく外出し、その間女性は誰に監視されることもなく逃げ出そうと思えばいつでも逃げ出せる状態にあったとされる。<sup>(3)</sup> そうだとすると、少なくとも加害者の外出中は監禁とは言えないことになるのであろうか。しかし、女性は加害者によって繰り返しなされた脅迫的言辞によってその意思を抑圧されていたのであり、加害者によって現に監視されていたようといまいとその畏怖した心理状態は継続していたと考えるのが妥当であろう。また、加害者が外出しているときでも、女性にとっては加害者がどこへ

出かけているのか、またいつ戻って来るのかがわからなかったであろうし、さらには加害者宅から逃げ出したとしても自分の居る場所の地理的理解が十分になされていたとは思われないし（被害者は監禁後二、三年してからは自分の居る場所が柏崎市であることはわかつていたようではあるが）、一体誰に助けを求めれば身の安全が確保されるかも定かではなかったと思われる。このような特殊な事態を前提にするとき、平成二年末に加害者宅に連れ込まれたときから今まで、女性は継続して監禁状態に置かれていたと解するのが相当である。被害者を脅迫し、畏怖させて逃亡しえないように仕向けたという無形的・心理的方法による監禁はつとに認められているところでもある。<sup>(4)</sup>ただ本件はその監禁期間が異常に長いという点と部屋に施錠がなされていたという点でこれまでに例をみないものである。しかし、被害者の性別・年齢等に鑑みると、九歳から一九歳に至る監禁状態の中で精神的成長は通常とは比すべくもなかったであろうことから、やはり監禁状態が継続していたとするのが妥当である。このような事実関係をもとに監禁であると裁判によって認定されることになれば、それは新たな事例を積み重ねるものとなろうが、だからといって、これまでの解釈・あてはめを不当に拡張するものでないことは明らかと言えよう。

(1) 拐取罪の犯人が、被拐取者を引き続き監禁する場合について、両罪を牽連犯とするのが通説（団藤重光・刑法綱要各論〔三版〕四七八頁等）・判例（大判昭一三・一一・一〇集一七・七七九）であるが、「略取・誘拐罪が継続犯の性質を有するときは觀念的競合を、状態犯の性質を有するときは牽連犯を認めるべきである」、大塚・前掲書八五頁。本件で問われている未成年者略取罪では、監護権のみならず被略取者自身の自由も侵害されていることから、継続犯と解されるべきであることは、前述したとおりである。

(2) 二月三日付三條新聞記事では「併合罪認められても最高で懲役一〇年」という見出しのもとに、未成年者拐取と監

禁との罪数について報じている。しかし、両罪は法益に基本的相違がないことから観念的競合とされるべきであり、かつ仮に併合罪であるとしても処断刑は七年六月が上限である（五一条二項参照）。

(3) 二月一二日付読売新聞朝刊によると、被疑者は、馬券を買うため三条競馬場（新潟県三条市）や新潟競馬場（同県豊栄市）にまで母親を伴って出かけており、また柏崎市内の飲食店にも時折姿を見せ、毎回一時間弱在店したとのことである。

(4) 大塚・前掲書七七頁等。大判昭七・二・一二刑集一一卷七五頁。

## 五 監禁致傷罪の成否

### 1 PTSDの概念

監禁罪が成立するとして、さらにその結果的加重犯である監禁致傷罪が成立しうるか否かが次の論点である。

本件において監禁致傷とされる事実は、当初逮捕容疑としては、先にも述べたように、長期間の監禁によりほとんど歩行することもできなかったことによる「両下肢の筋力低下と骨量減少」および繰り返し返された暴行・脅迫により受けた「心的外傷に起因するストレス障害」であるとされた。このうち、PTSDをどうみることが新たな大きな論点であることから、この点について考察することとする。ただし、私見においては「両下肢の筋力低下と骨量減少」を傷害とすることにも疑問なしとしない。後に付言したい。

PTSDは、一九八〇年にアメリカに登場した比較的新しい病名とされる。すなわち、これは、一九六〇年代から一九七〇年代にかけてのベトナム戦争において、若きアメリカ軍兵士がジャングル内で「索敵破壊作戦」

(search and destroy mission)<sup>(1)</sup>と呼ばれた神出鬼没の敵と戦うゲリラ戦に従事することによって味わった、消し去ることのできない恐怖体験の結果である「戦争神経症」に由来するものとされる。同時に、一九七〇年代に隆盛となったフェミニズム運動から生じたレイプ被害者の「トラウマ」(trauma 精神的外傷)の研究がPTSD概念の確立に大きく寄与した<sup>(2)</sup>。これらの研究を基礎に、その後PTSDの対象は、戦争やレイプのみならず、犯罪被害(地下鉄サリン事件での労災認定)、虐待、事故、自然災害(阪神大震災)など広範囲にわたっている。

まず前提として、「ある異常で破局的な体験の記憶から生じる不快なストレスの状態。その体験とは傷つけられることに対して自分はもろくないという被害者の感覚を粉碎してしまうような体験」あるいは「人間の心がある強い衝撃を受けてその心の働きに不可逆的な変化を被ってしまうこと」と定義されるトラウマがあり、そして、このトラウマの後に起こってくる意識的無意識的な行動と感情のセットがポストトラウマのストレス反応であるとき<sup>(3)</sup>れる。具体的に述べるならば、①外傷的体験が再び起きたかのように、夢、白昼夢、錯覚、幻覚のような形で繰り返し体験される、②心の傷のもとになった体験が思い出せない、興味や関心がなくなり、周りの人とも親しい感情がわかない、③眠れなかったり、驚きやすく、集中困難となり、苛立ったりする、といった症状を示すのが特徴とされる<sup>(4)</sup>。これらはDSM-IV(アメリカ精神医学診断マニュアル第四版)の示す診断基準であり、以上の諸症状の一定数以上に当てはまり、かつその持続期間が一ヶ月以上の場合のみがPTSDとされている<sup>(5)</sup>。

ところで、このようなPTSD概念の明確さについては異論がないわけではないようである。すなわち、DSM-IVにおけるPTSDの診断基準によれば、細分化された各種の症状、持続期間、適応の障害された程度に関する諸要件のうち一定の要件を充たさなければ、PTSDではなくて単なる適応障害とされる<sup>(6)</sup>。つまり、その限界にお

ける曖昧さは否めない。しかも、前提となるトラウマの強さと持続期間のみでPTSDの発症が定まるのではなく、「個人の対処能力」という被害者個人にトラウマ受傷以前から存する「脆弱性の因子(内的要因)」がかなりの影響を及ぼすともされることからするとなおさらである。<sup>(7)</sup>換言すれば、短期反応性精神病や多重人格障害との区別が臨床的にも困難な面があり、同時にトラウマとの因果関係の存否に関する疑問も払拭しえないこととなりそうである。ただ、これに対し、医学的根拠は定かではないが、地下鉄サリン事件で五十人を超す被害者の精神的治療に当たってきた中野幹夫医師が、臨床医としての立場から「被害者がPTSDの症状を示しているか否かは、専門の医師が診れば比較的簡単に判断がつく」と発言されていることは看過しえないところではある。<sup>(8)</sup>

## 2 PTSDを傷害とすることの法的意義と疑問

これまでの傷害の概念を超える概念が提起された背景には、法的観点からする強い要請があったからと言えよう。すなわち、一九九五年に発生した「地下鉄サリン事件」において、サリンガスの被害を受けた多数の人たちが後にPTSDに苦しむことになったのである。<sup>(9)</sup>もしPTSDが積極的に傷害であると認定されなければ加害者からの補償が望めない被害者が、精神的苦しみから容易には職場に復帰することもできない状況の中でいかに今後の生計を立てて行くことができるであろうか。一九九九年三月、東京地裁において通勤途中の事故による負傷であるとして労災認定がなされたのは、認定までにかかなりの時日を要したとはいえまことに当を得たことであつた。<sup>(10)</sup>

そして、法的観点からPTSDを傷害とせよという要求が労働法的観点を超えて刑事法の場面で初めて生じることとなつたのが本件である。そのきっかけは、前例のない九年二月月の長期間にわたって女性を略取・監禁した

本事件の特殊性によるものである。すなわち、前述したように未成年者略取と監禁は観念的競合の関係にあり、しかも両罪の法定刑は三月以上五年以下と全く同じであることから、処断刑の上限は五年である。しかし、刑罰に応報的側面があることは否み難く、九年二月月の長きにわたって継続された犯罪に対する刑罰が最長でも五年とはあまりに短すぎるといのがまさに一般人の常識的感覚（応報感情）である。そこで、常識にかなった問責がなされるにはどうすべきかが考慮された結果、監禁致傷罪の罪責が問えればよいとされたようである。監禁致傷罪ならばその法定刑の上限は一〇年となり、処断刑も相応の長さが見込め、法感情からもかけ離れたものとはならないであろうとの考慮が働いたのである。傷害に当たる事実として、新潟県警の表明した内容は、被害者の「両足の筋力の低下」およびPTSDであった。<sup>(11)</sup>

精神的被害を傷害であると積極的に認定し逮捕容疑としたことに対し、刑法学者の中で賛意を公にされたのは板倉宏日大教授である。読売新聞紙上に早速「逮捕監禁だけだと懲役五年以下の罪。九年以上も監禁した事件では軽すぎる処罰だ。傷害が加われれば十年以下の懲役となり、被害者救済の観点からも、PTSDを積極的に傷害罪として認定すべきだ。今回の認定を評価したい」とのコメントを寄せておられる。<sup>(12)</sup> さらに先に挙げた中野医師が犯罪被害者給付金制度の対象からPTSDが抜け落ちていくことにも言及し、「英国などに比べ、PTSDを心に受けた被害とする意識に欠けている」と指摘している点も注目すべきところである。<sup>(13)</sup> 但し、これらの意見に代表されるように、PTSDを傷害とする積極的意見の根拠は、必ずしも犯罪論的観点にあるのではなくて、むしろ刑罰論的ないしは刑事政策的観点に置かれたものと評することができよう。しかし、PTSDを手がかりとして監禁を監禁致傷とするための根拠としてこのような観点のみで良しとすることはできない。やはり、正面からの検討が必要であ

る。

傷害の意義に關しては、從來、「人の生理的機能を害するとともに身体の外觀に重要な変化を与えること」とするのが通説とされている。<sup>(14)</sup>そこで、本件事案に關して学説を基礎として考えるとき、このうち「生理的機能の障害」が問題とされねばならない。生理的機能の障害とは、「人体の器官や細胞が破壊されたり正常に機能しないこと」を意味すると言つてよいであろう。傷害罪の法定刑の幅の広さからその程度がかなり軽微なものも含まれるとすることに異論はないが、さりとてPTSDがこの定義に収まるかという点、かなりの目的論的解釈をなさない限り無理ではないかと思われる。判例においては、「生活機能の障害」とか「健康状態の不良化」といった表現がなされているが、その意味するところは学説とそれほど違わないものと思われ<sup>(15)</sup>る。但し、言葉の意味を独立に考えるとき、「健康状態の不良化」が「生理的機能の障害」のみを指すとは必ずしも言えない。「精神的な健康状態の不良化」を含めて考えることは不自然なことではない。事実、下級審判例ながら「約六ヶ月間にわたる嫌がらせ電話により被害者女性を治療三週間を要する精神衰弱症に陥らせた行為は、傷害罪にあたる」としたものがあ<sup>(16)</sup>るが、これは「健康状態の不良化」を拡張して解釈した結果と言えよう。しかし、注意しておかなければならないことは、判例とは常に事案の妥当な解決を念頭に置き、当該具体的事案をみる限りでは相当と認められる理由付けにより結論を導き出している場合が多々あるということである。この判例も、きわめて悪質な嫌がらせ電話という行為に対し何らかの罰条の適用を考慮するとき、精神衰弱症を傷害と捉えない限り加害者をしかるべく罰することができない、と判断した結果がこのような結論をもたらした側面を否定できないであろう。嫌がらせ電話という無形的方法を「暴行」とすることもできないからである。そうであるならば、この判例を根拠として常に一般的にPTSDを

傷害としてよいと短絡するべきではない。

さらに考えておくべき点がある。すなわち、本件は長年月にわたって暴行・脅迫をその手段として用いつつ監禁を継続した結果として被害者の女性がPTSDに陥ったとされる。この点を捉えて「致傷」とすることは、個別事案の妥当な解決を導くためにいかにも目的論的解釈に合致するように思える。より正確に言うならば、本件は「暴行の結果的加重犯」の側面を有するから、「監禁致傷罪」のみならず「傷害罪」も成立しているとみるべきであろう。いずれにせよ科刑上は観念的競合として前者のみが適用されることになろう。それはともあれ、本件と先の判例との決定的違いは、本件においてはたとえ致傷が認められなくても監禁罪は成立しそれなりの処罰（三月以上五年以下の懲役）が可能であるのに対し、先の判例の事案では傷害を認めなければ刑法上の犯罪として処罰できなかつたという点にあると思われる。本件の監禁期間が九年余であることから五年の懲役では短すぎるというのが目的論的解釈の基礎にあるのは明らかであるが、はたして「いたずら電話」によって耐え難い精神的苦痛を与えられながら認定次第で処罰ができなくなる場合と、監禁期間が異常に長かつたために刑罰のアンバランスが生じているかに見える場合とを同列に論じて良いものかは俄には判断しかねるところである。

とはいえ、PTSDの生じる場合が今日のように多様に捉えられる状況にあるとき、ひとたび監禁致傷罪という場面でその傷害としての積極認定が定着するならば、それは他の諸犯罪類型に拡大適用される可能性は非常に高い。具体的に考えられる罪名としては、傷害罪（二〇四条）を筆頭に、過失致傷罪（二〇九条）、業務上過失致傷罪（二二一条）、強姦致傷を含む強制わいせつ等致傷罪（一八一条）、特別公務員職権濫用致傷罪（一九六条）、遺棄致傷罪（二一九条）、強盗致傷罪（二四〇条）等がある。このうち、トラウマという概念が生み出されたのが強姦事件が



きっかけであつたことからすれば、強姦致傷罪が要求する致傷結果がPTSDであるとすることに異論を差し挟む余地はまったくなくこととならう。一人暮らしのアパートで安眠していたところを深夜侵入され強姦された結果、極度の恐怖感を植え付けられその後の社会生活ができなくなつてしまつた女性の例などを目の当たりにするとき、加害者をできるだけ重く処罰すべきとの観点からPTSDを傷害とすることはまさに法の正義の実践とされるべきところとも言えよう。<sup>(17)</sup> しかれば、強制わいせつによつて生じたPTSDもこれに準ずることにならう。この他の犯罪についても積極認定の可能性は大きい。具体例を想定するなら、①悲惨な大列車事故に遭遇した場合(二二一条)、②信頼しきつていた保護責任者たる実親によつて遺棄された子供の場合(二二九条)、③生命の危険を強く感じさせる強盗の被害者となつた場合(二四〇条)、④捜査当局によるいわれなき過酷な取り調べを受けた場合(一九六条)などで発症したPTSDが傷害とされることにならう。だが、はたしてそうすることが本当に妥当なことといえようか。<sup>(18)</sup>

今回の事件で初めて実務上その適用が検討されたことになるが、結局のところ、検察庁はその理由を明らかにしないままPTSDを起訴状記載の犯罪事実とすることを回避したのである。新潟地検の安達次席検事がマスコミから質問を受けた際、「公判廷で明らかにしたい」「私にも娘がいるが、娘の病気は知られたくない。わかつてほしい」と述べたところは一体何を意味していると言えようか。<sup>(19)</sup> 被害女性の保護直後、精神科医らはPTSDであると診断を下している。<sup>(20)</sup> 警察はそれに沿つた逮捕容疑で令状請求をし、被疑者を逮捕した。<sup>(21)</sup> 検察も女性がPTSDの症状を呈していることを認めている。しかし、犯罪事実とはしなかつた。考えられるとすれば、そうすることによつて女性が公判廷で尋問を受けることになり、さらにPTSDが深刻化する危険性を考慮したこと、公訴事実とし

なくとも量刑事情として主張すれば十分足りるであろうことである。また傷害の事実として「下肢の筋力低下と骨量減少」があることもPTSDの積極適用を必要としなかった理由と言えよう。私見によれば、これらの諸理由に加えてさらに他の結果的加重犯へと適用が歯止めなく拡大することへの懸念を抱いたのではないかと思われる。PTSDと他の精神障害との区別が必ずしも一義的に定まっているとは言えないこと、被害者のもともとの精神的要因がPTSDの原因の一つであるとすると基本犯の行為との因果関係を認めることが困難ではないか、との疑問もやはり払拭しえないところであろう。

### 3 「両下肢の筋力低下と骨量減少」が傷害となるか

なお、付言するに、検察当局が「両下肢の筋力低下と骨量減少」が傷害にあたるから監禁致傷罪の罪責を十分問うるとしているが、監禁することによってそれまでであった筋力が低下し骨量が減少したと本当に言えるのであろうか、立証は可能であろうか。監禁されてから一体どの程度の期間で他人の手を借りなければ歩けないほどになつたと言うのであろうか。本件は監禁開始時にはわずか九歳であった少女が九年余の間にそれなりに成長し体も大きくなっているはずである。その間、同女は運動することもなくほとんど座るか横たわるかしかしていなかったはずであり、そうであるとするとき正確には「相応の筋力がつかず、骨量も増えなかった」だけではないかと考えられる。救出時に見られた筋力低下が監禁当初の少女の筋力を低下させたことを示すものとは言えない。このような場合も「生理的機能の障害」となるのであろうか。たとえ言えるとしても消極的な意味しかなく、傷害としてたんなる監禁よりも重く罰する根拠となしえないのではないか。体の成長がすでに止まっている成人を長期間にわたって

監禁幽閉した結果、一人で歩けないほど足腰が弱った場合なら、それを傷害とすることは異論はあるとしても可能であろう。傷害であるとの積極認定をするためには、本件もそれに準じて考えるということにならざるをえず、結論的には妥当と言えなくもされないが、「身体・生理機能の未成熟な発達」を傷害とすることでこれまでにない新たな認定となることは間違いないところであろう。そして、その判断は、加害者を重く罰すべきとする法感情を追認する意味合いが強いことを、やはり否みえないものである。少なくとも基準とされるべきは、監禁のみならば長期五年の懲役にしかならないものが、監禁致傷とされることにより長期一〇年の懲役となるのであり、単純に言って刑期が二倍となる以上、それに見合うだけの重大な傷害結果が発生しているかどうかであろう。<sup>(22)</sup>

- (1) 坂下昇他編著・アメリカの雑誌を読むための辞書(新潮選書・一九八〇年)六二頁参照。
  - (2) 小西聖子「PTSDの概念と諸問題」罪罰三四卷三号四二頁、四四頁参照。
  - (3) 小西・前掲論文四五―四六頁参照。
  - (4) Imidas 2000 (集英社) 七五三頁。
  - (5) DSM-IVの診断基準の詳細については、加藤久雄他編・刑事政策(青林書院・一九九八年)二〇五頁(小西聖子執筆担当)を参照。なお、症状が体験直後に発生し、その持続期間が一ヶ月に充たないものはASD (acute stress disorder)急性ストレス障害)と呼ばれ、PTSDとは区別されている。
  - (6) 小西・前掲論文四六頁参照。
- (7) McFarlane AC, Pitman R, Does Trauma Cause PTSD? (Symposium chaired by Yahuda R, Presenters; McFarlane AC, Pitman R: International Society for Traumatic Stress Studies 12th annual meeting) November 10, San Francisco, 1996. 小西・前掲論文四五頁参照。

- (8) 三月四日付読売新聞朝刊記事参照。
- (9) 一九九五年三月二十日朝、通勤客で混み合う東京都内の五つの地下鉄路線で、オウム真理教の信者によって無差別テロの形でサリンが撒かれ、数千人に及ぶ多数の死傷者が出たことは記憶に新しい。
- (10) 二月二日付読売新聞朝刊におけるPTSDの解説参照。
- (11) 二月二日に各紙朝刊で一斉報道された。
- (12) 二月二日付読売新聞朝刊。ただし、同時に藤本哲也・中央大教授が「そもそも逮捕監禁の容疑自体に、精神的な苦痛という要素が含まれ、罪としてもそう解釈されてきた。それなのに、あえて精神的被害を傷害として加えたことは極めて異例」としたうえで、「社会的な反響が大きい事件だけに、世論に批判されぬよう、より罪の重い傷害を加えたのではないだろうか。従来 of 法解釈への挑戦とも言える」とされているのは傾聴に値するところである。
- (13) 三月四日付読売新聞朝刊。
- (14) 大塚・前掲書二五頁以下等参照。
- (15) 東京地判昭三八・三・二三判タ一四七号九二頁。ここで「健康状態の不良化」とは、「頭髪の全部を根本からしかも不整形に切除、裁断すること」を指している。
- (16) 東京地判昭五四・八・一〇判時九四三号一二二頁。
- (17) 東京地判平成一一・九・一（読売新聞同日付夕刊で報道）の事案は、被告人が、二十一〜三十代前半の一人暮らしの女性を狙ってベランダの窓を壊すなどして侵入し、ナイフなどで脅して現金やキャッシュカードを強奪した上、ストッキングなどで手足を縛って強姦したものである。被害女性は七名おり、中にはPTSDに陥った方もおられるようである。本件は、強盗強姦罪（二四一条）が成立するため、被告人に無期懲役という同罪の最高刑が言い渡され、PTSDを傷害とする必要はなかったが、もし強盗の事実がなかったらどのように処理されていたであろうか。ただ、強姦罪はその法定刑が「二年以上の有期懲役」であることから、連続強姦魔のような場合その最高刑は懲役二十年となり（四五

条、四七条、一四條参照)、實質的には無期懲役とそれほど変わらないことからすると、あえてPTSDを傷害とする必要はないとも言えようか。

(18) 強姦致傷罪が成立するとされた判例の中には、治癒までに一〇日程を要する皮下出血(キスマーク)を傷害としたものがある(東京高判昭四六・二・二高刑集二四卷一号七五頁、判時六三六号九五頁)。これは被害者の感情を考慮した上での認定であって、必ずしも重大な「生理機能の障害」であるゆえのものではない。しかし、このような判例があるからと言って、PTSDも同様とすることはやはりできないであろう。個別具体的妥当性の安易な一般化は戒められねばならないと言うべきである。

(19) 三月四日付読売新聞朝刊。

(20) 診断基準によれば、症状が一ヶ月以上続くことが要件とされているが、長期間にわたる監禁が継続される中で発症し、保護されたときも続いていたと言う意味であろうか。もしそうではなく、保護された後の恐怖心を指しているとするれば(二月一日付新潟日報参照)、未だ一ヶ月の症状の継続をみないのであるからPTSDとの判断はできないはずである。

(21) 二月二二日付各紙参照。

(22) 強姦致傷罪の刑期は、強姦罪の二年以上から無期又は三年以上の懲役となることから、やはり相応の傷害でなければならぬであろう。さらにそこで慎重に考慮されるべきは、傷害を認めることによって非親告罪となるという点である。

## 六 実名・プライバシー報道の是非

### 1 加害者に関する報道の是非

本件が解決に向けて動き出したきっかけは、精神錯乱状態を示した被疑者を病院に収容すべく、保健所員らが被疑者宅に向かったことであつた。言うまでもなく、犯行に対する相当な嫌疑が生じ逮捕するにあつては、被疑者の「訴訟能力」や「受刑能力」が考慮されねばならない。刑事訴訟が刑罰を科すかどうかを定める手續であることからすると、訴訟能力の全くない者を起訴することは防御権の明らかな侵害とならうし、また受刑能力のない者は被告人となる能力がないから、これも起訴することが無意味となる。後に起訴し犯罪に対する刑罰を受けさせることを目的として被疑者の身柄を確保することが逮捕の意義であることからすると、被疑者の精神状態が訴訟能力および当事者能力に疑義を抱かせるかぎり逮捕がなされなかつたのは当然である。ただし、「責任能力」すなわち是非を弁別して犯罪を行う能力が略取行為を開始する時点で加害者にあつたか否かについては別論であり、この点に關する事実は必ずしも明らかではない。とはいへ、起訴を前提とした逮捕をなすに際して、捜査当局は、被疑者が運転免許を有して車を運転していたことや、家電製品の取り付けを自分で行つたり、パソコンを使って馬券を購入したりしていたという日頃の生活ぶりを総合的に踏まえ、刑事責任を問えるかと判断している。<sup>2)</sup> このことは、換言すれば、被疑者に責任能力、訴訟能力および受刑能力のいずれもが備わっていると判断されたことを意味している。

いずれにせよ、刑事責任を問えない可能性がある者の人権に配慮し、逮捕がなされるまで被疑者の氏名などが警察から明らかにされることは一切なかつた。マスコミの中でただ週刊誌一誌のみが被疑者の氏名や生い立ちをその高校生の頃の顔写真とともに報道したのみである。しかし、被疑者の刑事責任が問えると判断されるや否や、警察による氏名発表と同時に被疑者について知りうる限りのプライバシーがマスコミによって報道され続けてきた。わが国において起訴された者の有罪率は九九・九%と言われ、そのことが被疑者逮捕時での「無罪推定」の原則を

も有名無実にしてしまっている現実がある。このような報道姿勢に対しては、つとに報道によるリンチであること、社会復帰の困難性、後に無罪とされたときの損害回復の実際的な不可能性などから匿名主義が強く主張されているにもかかわらず、一向に改められる様子すら見受けられない。とりわけ、世間を震撼させる凶悪事件においては、この傾向が強い<sup>(3)</sup>。

本件の逮捕は、被疑者の精神状態が落ち着いてからなされたため、通常逮捕の形がとられたが、その実質は現行犯逮捕に近いものである。それゆえ、「無罪推定」機能が実質的に弱まった状況であるとは言えよう。しかし、匿名とすることがそれ以上の機能を有することに鑑みると、やはり今一度基本に立ち返って「実名報道の是非」について考えてみる必要がある。被害者の立場・権利をいかに擁護すべきかが頻繁に論じられる昨今であるが、そのことと逮捕直後の被疑者の実名およびプライバシー報道とは関連しないのではなからうか。加害者がいかに裁かれたか、事実関係は正しく把握されていたか(とくに少年事件において)、被害者の感情は正當に斟酌されたかといった点、さらには加害者が出所後に逆恨みから被害者に新たな加害をなす危険性、アメリカにみられるような性犯罪者の出所後の再犯防止、といった点では情報が正しく伝えられる必要があるが、それにしてもむやみなプライバシーの暴露はなされるべきではない<sup>(4)</sup>。被疑者の生い立ちに関わる記録(作文)などを持ち出して、その性格分析を行い、さらには犯行に至る関連性までも見出そうとする態度は、明らかにマスコミとしての役割を逸脱していると言わざるをえない。

本件では、加害者と同居している母親が一時は共犯(幫助犯)ではないかと疑われたこともあって、そのプライバシーも不必要に曝された。こちらも冷静に捉えるならば被害者の側面があることから、実名が出ていないからと

いって許されることではない。不必要なプライバシー報道によって実害が生じたか否かも重要なことであるが、それ以上に名譽感情がひどく傷つけられことの意味の方が、その後の同女の生活を考えるとき、すこぶる大きいものと言えよう。

## 2 被害者に関する報道の是非

被疑者が病院に収容されると同時に被害者女性が救出されたのであるが、その直後から、被害者に刑事責任が問われるか否かに構うことなく、監禁状況に関する微に入り細を穿った報道が各テレビ局を中心に繰り返しかつ延々となされた。これは、一面においては、犯行がいかに継続されたかを明らかにしてその非道ぶりを伝えるものではあるが、他面、そのことによって被害者の悲惨な生活を曝し出す結果となった。日常生活を行える設備のない部屋での九歳から一九歳になるまでの年月の経過がいかなる精神的・肉体的影響を被害者に及ぼしたかは知る由もないが、その間の生活がどんなものであったかをこれ程までつまびらかにされたことを被害者が知ったとき、それがあらたなトラウマないしPTSDをもたらすことにもならないとは限らない。本稿を執筆している現段階では、被疑者の起訴がなされ裁判が始まるまでのひとときの静寂が訪れている。被害者に関する報道も鳴りを潜めた状態である。さすがにマスコミも被害者の社会復帰に向けた療養生活の実態を世間に曝すという行動にまでは及んでいない。今後、裁判が開始されてからも、公判で明らかにされるであろう監禁の実態についてはあえて報道しない態度がマスコミに切に望まれるところである。

ところで、被害者の生家のある新潟県三条市の「三條新聞」紙上で被害者の救出直後から連日にわたって実名写



真入り報道が続けられた。これに対し、二月一〇日、地元の市民グループ「女のスペースにいがた」（朝倉安津子代表）が重大な人権侵害であるとして、今後このような記事を掲載しないことおよび被害者とその家族へ陳謝することを求める抗議・要望書を関係各機関に提出した。<sup>(5)</sup>だが、これと相前後して三條新聞社は、捜査本部が実名を用いた記者発表を行っていること、被害者女性の失踪以来、三条市民全体が協力してこれまでの九年間余にわたって事件を風化させることなく来たこと、また地元警察署も事件の発生した一月になるとピラを作成し市全体で自動車運転者などに配布して捜査協力を依頼していたことなどを挙げ、三条市民は皆被害者の氏名などを熟知しており、その救出を心から喜ぶものであつて、実名報道にはなんら支障がないとの考えを示した。<sup>(6)</sup>また、その読者投稿欄に複数の市民の声を載せ、この考えを補強した。<sup>(7)</sup>しかるに、二月一三日に至り、同社は捜査本部が実名発表を行わなくなったことを理由に実名報道を取りやめた。

以上のような地元紙の報道姿勢はいかに評価されるべきであろうか。確かに実名報道ないしそれに関連する記事を読む限り、被害者への善意に満ちあふれたものであり、大部分が地元住民の気持ちを代弁する内容となつている。それゆえ、地元以外の一般的報道と必ずしも同視すべきではない面があると思われる。しかし、他面、監禁場所の詳細な間取り図を掲載し被害者の監禁生活の詳細を伝えたり、さらには実父の氏名を公表したりしている点は、やはり行き過ぎの感を否めない。監禁生活の詳細を報道されたことを被害者が知ること、無用の精神的負担を強いることとなろうし、いかに地元紙とはいえ実父の名を出すことは、少なくとも地元住民以外の不心得者からのいたずら電話や無用の中傷を引き出すものとなる危険性を秘めている。日本中のおおかたの国民は実名を知ったからと言つてなが変わるわけではないが、知られた側の感情を考慮するとき、そこには大きな違いがある。氏名

を知られ、また氏名を知られなくともそのプライバシーに関わる事実を勝手に公表されることは、被害者ならびにその家族らに他人には理解しがたい精神的苦痛を与える可能性が大である。実名報道の是非は、プライバシー報道の是非と相まって考慮されねばならないものであり、やはり地元紙の報道内容については配慮不足の面があったと言わざるをえない。

- (1) 裁判所書記官研修所監修・刑事訴訟法講義案(再訂版) 四一頁参照。
- (2) 二月二日付読売新聞記事。
- (3) 浅野健一・犯罪報道の犯罪(講談社文庫・一九八七年)参照。今回も、週刊文春が、被疑者の逮捕前の段階で実名入り写真報道を行い物議を醸している。二月五日付新潟日報記事参照。
- (4) アメリカにおける「性犯罪者の出所情報の公表 (community notification of released sex offenders)」は、俗に「メーガン法 (Megan's Law)」と呼ばれる法律を制定して全米で行われている。ちなみに、メーガン法の呼び名は、出所した性犯罪者の再犯の犠牲者となった少女の名に由来している。なお、この法律と匿名による少年保護との関係を論じた Edward L. Allan "Megan's Law and the Tradition of Confidentiality in the Juvenile Process" *Criminal Law Bulletin* May-June 1998, pp. 215-234(なま)とに興味深い文献がある。
- (5) 二月一日付新潟日報参照。
- (6) 市民グループの正式申し入れに先立つ二月五日の段階で三條新聞は弁明ないしその立場からの主張を行っている。
- (7) 二月一日付および二月一三日付三條新聞読者投稿欄参照。

## 七 結 語

前例のない長期間にわたる監禁事件が解決をみたことは、それだけを見る限り喜ばしいことではある。しかしながら、その後の報道に見られるように、この事件の解決がこれ程までに長引いた原因が、警察の捜査機関としての自覚を全く欠く緩みきった体質にあったことが明るみに出ると、国民は警察機構そのものへの不信を募らせることとなる<sup>(1)</sup>。ましていわんや、このところ連続して明るみに出た神奈川県警などの絶対にあつてはならぬ不祥事を踏まえて特別監察に訪れていた警察庁幹部と新潟県警本部長が、監察などそつちのけで雪見酒と麻雀にうつつを抜かして本件被害者発見という重大報告を軽んじたことは、なんと評したらよいか言葉が見あたらない<sup>(2)</sup>。まさに、「天網恢々疎にして漏らさず」の言葉どおりであり、今後の警察機構および国家公安委員会制度の見直しにまで話は及んでいる。本稿でこの点に関して論ずることは、犯罪そのものに関わる刑事法上の問題点ではないゆえに、かつ紙幅の関係上割愛する。

ともあれ、法の予定していない長期にわたる監禁事件がもたらした法律問題は今後さらなる議論を呼ぶこととなる。すなわち、これまでにない「傷害」の概念を認めるべきか、認めるとしても本件のごとき「刑の不権衡」をきっかけとして議論することが妥当か。「報道と人権」に関する議論はたして前進していると言えるのか。疑問は尽きない。拙速のそしりを免れない内容とは思われるが、議論のきっかけあるいは一助となりうることを願ってあえて公表した次第である。

- (1) 行政警察としての日常活動が十分に行われていれば、また警察の参考人リストに正しく被疑者が記載されていれば、と言いたいわば極めて初歩的な点でミスが重なっていることが特に問題視されねばならない。
- (2) 新潟県警本部長と関東管区局長の辞任にまで発展したが、このように事の重大性を理解できない者が高い地位について指示・命令を出していることがそもそも問われねばならない。

(三月二十六日擲筆)

【追記】 本稿脱稿後の五月二三日から、新潟地裁において本件公判が開始された。

検察官の冒頭陳述の内容は、概ね本稿で述べたところと同様であるが、詳細に示された監禁被害の深刻さはやはり想像を超えるものがある。

弁護側は、起訴事実を全面的に認められたものの、被告人の責任能力については争う姿勢を示し、未成年者略取罪については時効成立を理由として免訴を求めた。また、監禁罪についてもその態様は全期間を通じて均一ではなく、監禁当初を除けば相当程度緩慢なものであったとして情状酌量を求めている(五月二四日付読売新聞朝刊参照)。

しかし、本文中で述べたごとく、二つの犯罪の成立は動かし難く、ただ監禁致傷罪の成立に対する裁判所の判断が注目されるところである。なお、被害者である女性の出廷は被告人の起訴事実全面肯定により避けられる模様であり、「さらなる被害の拡大」が防止できそうで幸いである。今後の裁判の推移を見守りたい。